

桜川市公営企業管理規程第 号

桜川市上水道転換支援事業実施要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 月 日

桜川市水道事業
桜川市長 大塚 秀喜

桜川市上水道転換支援事業実施要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 加入金の免除（第 5 条—第 8 条）
- 第 3 章 補助金の交付（第 9 条—第 1 7 条）
- 第 4 章 雑則（第 1 8 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地下水において水質汚染事案が発生している状況を踏まえ、定期的な水質検査が必要な飲用井戸から安全で安心な上水道への転換を促進するため、上水道転換を行う者に対し、桜川市水道事業給水条例（平成 1 7 年桜川市条例第 1 4 8 号。以下「条例」という。）第 3 9 条の規定による給水申込加入金（以下「加入金」という。）の免除及び桜川市上水道転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 飲用井戸 桜川市安全な飲料水の確保に関する条例（平成 2 6 年桜川市条例第 1 号）第 2 条第 5 号に規定する飲用井戸等であって、飲用に供するものをいう。
- （2） 上水道 水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業であって、計画給水人口が 5, 0 0 1 人以上のものをいう。
- （3） 上水道転換 飲用井戸を利用する者が、当該飲用井戸を飲用水栓から切り離し、上水道に接続することをいう。
- （4） 工事費 条例第 5 条の規定による給水装置の新設の申込みに係る給水装置工事のうち、市が布設した配水管への接続（宅内配管を除く。）に係る工事に要する費用をいう。

(対象者)

第3条 この要綱による加入金の免除及び補助金の交付（以下「支援」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、別表第1に掲げる者を除く。

- (1) 新規に水道加入の申込みをする者
- (2) 上水道転換を行う者
- (3) 上水道を一般家庭用として使用する者
- (4) 水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び市設置型浄化槽使用料を滞納していない者

(申請)

第4条 支援を受けようとする者は、条例第5条の規定による給水装置の新設の申込みと同時に、上水道転換支援事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 飲用井戸を飲用水栓から切り離すことが確認できる書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする場合にあっては、工事費に係る見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2章 加入金の免除

(加入金の免除)

第5条 市長は、対象者が行う上水道転換を条例第40条に規定する公益上の必要があるときに該当するものと認め、加入金の一部を免除する。

(免除の額)

第6条 免除の額は、30,000円とする。

(免除の決定)

第7条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、免除をすべきものと認めたときはその旨及び免除の額を、免除をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、給水申込加入金免除決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(免除の決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により加入金の免除を受けた者があるときは、当該免除の決定を取り消し、期限を定めて、免除した加入金に相当する額を徴収するものとする。

第3章 補助金の交付

(補助金の交付)

第9条 市長は、対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費)

第10条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、工事費とする。

(補助金の額)

第11条 補助金の額は、補助対象経費の額と別表第2に定める額とを比較していずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付決定)

第12条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときはその旨及び交付すべき補助金の額を、補助金を交付しないことを決定したときはその旨及びその理由を、桜川市上水道転換支援事業補助金交付決定（不交付決定）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第13条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定に係る申請の内容を変更し、又は上水道転換を中止しようとするときは、あらかじめ、桜川市上水道転換支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をし、又はしないことを決定したときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、上水道転換に係る工事が完了したときは、当該工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は第12条第2項の規定により付した条件において市長が指定する日のいずれか早い日までに、桜川市上水道転換支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 飲用井戸を飲用水栓から切り離したことが確認できる書類

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) 桜川市上水道転換支援事業補助金請求書（様式第6号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る上水道転換が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が第12条第1項の規定により通知した額と異なるときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

る。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、桜川市上水道転換支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分の補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

1	令和 4 年 4 月 1 日以後に旧桜川市水道事業給水申込加入金減免要項（令和 4 年桜川市公営企業管理規程第 1 号）又はこの要綱の規定により加入金の免除を受けて水道加入の申込みをし、現に給水を受けている者
2	給水管の口径の増径をしようとする者
3	住宅が水道加入の申込みをしようとする者の所有に属さない場合において、当該住宅の所有者その他の権原を有する者の同意を確認することができない者

別表第 2（第 1 1 条関係）

区 分	補助限度額
工事費	3 0, 0 0 0 円

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

桜川市水道事業

桜川市長

様

申請者 住 所
氏 名
電 話

上水道転換支援事業申請書

桜川市上水道転換支援事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請する支援	☐ 給水申込加入金の免除 ☐ 補助金の交付
給水装置の設置場所	桜川市
給水管の口径	ミリメートル
飲用井戸の使用状況	☐ 飲用に供している ☐ その他（ ）
加入金の額	円
免除申請額	円
工事施行者	
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
補助対象経費（見積額）	円
補助金申請額	円

添付書類

- 1 飲用井戸を飲用水栓から切り離すことが確認できる書類
- 2 補助金の交付を受けようとする場合にあっては、工事費に係る見積書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜川市水道事業
桜川市長

給水申込加入金免除決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった給水申込加入金の免除について、桜川市上水道転換支援事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

給水装置の設置場所	桜川市
給水管の口径	ミリメートル
決定の区分	☐ 免除決定 ☐ 却下
加入金の免除の額	円
却下の理由	

様式第3号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

桜川市水道事業
桜川市長

桜川市上水道転換支援事業補助金交付決定（不交付決定）通知書

年 月 日付で申請のあった桜川市上水道転換支援事業補助金について、桜川市上水道転換支援事業実施要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

給水装置の設置場所	桜川市
決定の区分	☐ 交付決定 ☐ 不交付決定
交付決定額	円
付する条件	年 月 日までに桜川市上水道転換支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を提出すること。
不交付の理由	

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

桜川市水道事業

桜川市長

様

申請者 住 所
氏 名
電 話

桜川市上水道転換支援事業補助金変更（中止）承認申請書

桜川市上水道転換支援事業実施要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付決定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
申請の区分	☐ 変更 ☐ 中止
変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	
変更後の補助金の額	円

様式第 5 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

桜川市水道事業

桜川市長

様

補助事業者 住 所
氏 名
電 話

桜川市上水道転換支援事業補助金実績報告書

桜川市上水道転換支援事業実施要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

交付決定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
給水装置の設置場所	桜川市
工事完了年月日	年 月 日
補助対象経費の額	円
補助金の額	円

添付書類

- 1 飲用井戸を飲用水栓から切り離したことが確認できる書類
- 2 補助対象経費に係る領収書の写し
- 3 桜川市上水道転換支援事業補助金請求書（様式第 6 号）
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

桜川市水道事業

桜川市長

様

請求者 住 所
氏 名
電 話

桜川市上水道転換支援事業補助金請求書

桜川市上水道転換支援事業実施要綱第 1 4 条第 3 号の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

請求額		円		
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫		
		店		
	預金種別	普通・当座	口座 番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

様式第 7 号（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜川市水道事業
桜川市長

桜川市上水道転換支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した桜川市上水道転換支援事業補助金について、桜川市上水道転換支援事業実施要綱第 1 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付の決定を取り消したので通知します。

記

取消しに係る補助金の額	円
取消しの理由	
返還すべき額	円
返還の期限	年 月 日